

⑥ 障害者委託訓練事業

障害者委託訓練とは、当財団がハローワークと連携して実施する障害のある方のための多様な職業訓練です。障害のある方が仕事をする上で役立つ知識や技能を短期間で身に付けることを目的に、企業、民間教育機関、社会福祉法人、NPO法人等、様々な機関に訓練を委託して実施しています。

- ・ 募集中コース一覧は、ホームページに掲載(月2回更新)していますのでご覧ください。ハローワークの「障害者職業相談の窓口」でもご覧いただけます。
- ・ 受講料は無料ですが、訓練手当、昼食代、交通費等の支給はありません。

求職者の方向けのコース お申込み先は、居住地管轄のハローワーク「障害者職業相談の窓口」です。

知識・技能習得訓練コース 原則3ヶ月以内(1ヶ月あたり標準100時間)

就職に必要な知識・技能の習得を図るコースです。オンラインによる訓練もあります。
【科目例】パソコン技能/オフィス作業/封入作業/軽食喫茶業務/清掃業務 等

障害者向け日本版デュアルシステム 原則①から③を含め6ヶ月以内(1ヶ月あたり標準100時間)

就職に必要な知識・技能の習得に加え、職場実習を一体的に行い、実践的な職業能力の習得を図ります。
①集合訓練 ②職業能力講座 ③職場実習(企業現場等を活用)
【科目例】オフィスパソコン実践/事務作業で必要なパソコン操作と職場実習 等

実践能力習得訓練コース 原則3ヶ月以内(1ヶ月あたり標準100時間)

雇用を検討している企業等において、実際の職場環境を活用した実践的な職業能力の習得を図ります。
【科目例】事務補助/清掃作業/飲食店補助業務 等

e-ラーニングコース 原則3ヶ月から6ヶ月(1ヶ月あたり標準100時間)

都内在住で、訓練施設への通所が困難な障害者の方を対象に、在宅でインターネットを通じてIT技能の習得を図ります(通信費、補助教材費は自己負担となります)。
【科目例】IT技能/Web制作基礎 等

在職者の方向けのコース お申込み先は、当財団 委託訓練推進班です。

在職者訓練コース 原則3ヶ月以内(全体で12時間以上160時間以内)

企業等で働いている障害者の方(都内在住又は都内在勤)を対象に、雇用の継続と職域拡大を目的として必要な技能のスキルアップを図ります。オンラインによる訓練もあります。
【科目例】仕事に役立つパソコン/ワード・エクセル応用/簿記 等

【問い合わせ】(公財)東京しごと財団 障害者就業支援課 委託訓練推進班 03-5211-2683

⑦ 東京ジョブコーチ支援事業

企業等で働くことが決まったが、「上司や同僚と上手にやっていけるだろうか」、また、働き始めたけれど「仕事になじめず続けられるか不安だ」、その他職場に定着するために解決したい課題があれば、東京ジョブコーチの支援をご利用ください。ご依頼は、障害当事者、雇用企業、地域の就労支援機関などの方が可能です。

【問い合わせ】東京ジョブコーチ支援センター 03-3378-7057

所在地・アクセス

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8階

【飯田橋駅から】

- JR中央・総武線「東口」より徒歩7分
- 都営地下鉄大江戸線、東京メトロ有楽町線・南北線「A2出口」より徒歩7分
- 東京メトロ東西線「A5出口」より徒歩3分

【水道橋駅から】

- JR中央・総武線「西口」より徒歩5分

【九段下駅から】

- 東京メトロ東西線「7番出口」より徒歩8分
- 東京メトロ半蔵門線、都営地下鉄新宿線「3番出口」「5番出口」より徒歩10分



障害者の方
地域の就労支援機関の皆様へ

公益財団法人
東京しごと財団
Tokyo Foundation for Employment Services

障害者の方の 「働きたい」を 強力バックアップ!



東京しごと財団は、東京都や地域の就労支援機関等と連携しながら、企業などでの就労を目指す都内の障害者の方を支援する様々な事業を行っています。

(公財)東京しごと財団 障害者就業支援課

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8階

電話 03-5211-2681 FAX 03-5211-5463 URL <https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

▷ 就労までの道のり ◁

企業などに就職するためには、仕事への意欲、協調性、障害の自己理解などがポイントになります。特に、障害の自己理解については、就職活動中の様々な体験を通じて、「自分ができること」、「できないこと」、「サポートを受ければできること」などを知っておくことが重要です。

東京しごと財団では、東京都や地域の就労支援機関等と連携しながら、以下の流れで就職をサポートしています。

就職活動 (知る・見る)

■ **どこで、どのような支援を受けられるのか知りたい。**

① **障害者就業支援情報コーナー** で、必要な情報をご紹介します。

■ **就職活動を行う際のポイントを知りたい。**

② **就活セミナー** で、就職活動を行うためのノウハウを身につけることができます。

③ **保護者向けセミナー** で、保護者の方などに企業での採用事例や地域の就労支援機関の支援内容等を紹介します。

■ **企業等で働くイメージをつかみたい。**

④ **企業見学** で、障害者の方が働いている現場を見たり、企業の担当者や障害者の方から直接話が聞けます。

就職活動 (体験する・ スキルアップ する)

■ **企業等で働く経験を積みたい。自分の適性を知りたい。**

⑤ **職場体験実習** で、仕事の体験をしましょう。「職場体験実習面談会」等により実習受入れ企業をご紹介しますほか、「実習生への損害保険料補助」を行います。

■ **仕事に役立つ知識や技能を身につけたい。**

⑥ **障害者委託訓練** で、多様な知識・技能を身につけることができます。(科目例)パソコン技能、事務補助作業、軽食喫茶業務、清掃業務等

就職活動 ↓ 就職



■ **就職は決まったが、職場や仕事に慣れることができるか不安だ。
就職直後は良かったが、最近職場で上手くいかないことがある。**

⑦ **東京ジョブコーチ** が仕事のやり方や、職場の人との接し方などについて集中的に支援します。

就職後

※ご利用にあたって

上記の事業のうち、①は予約なしでどなたでもご利用いただけます。

②～⑦の事業は、申込要件や所定の手続きがあります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

- ◆ セミナーや企業見学等の案内
- ◆ 職場体験実習の受入れ企業一覧
- ◆ 委託訓練受講生募集中コース一覧
- ◆ 機関紙「いんくる」のバックナンバー
- ◆ 地域障害者就労支援機関のリンクなどをご覧ください。



▷ 事業の案内 ◁

① 障害者就業支援情報コーナー (東京しごとセンター5階)

障害者の方には、障害者手帳の有無や障害の種別にかかわらず、当財団が実施する様々な事業や、身近な地域で就労を支援してくれる機関の情報などをご紹介します。また、経験豊富な社会保険労務士等による障害年金請求手続き等の専門相談を行っています。(事前予約制)なお、障害当事者の方だけでなく、ご家族など関係者の方にもご利用いただいています。(職業紹介は行っていません)

利用時間は月～金の9時～17時です。土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)はお休みです。

電話:03-5211-5462

② 就活セミナー (年8回)

就職活動に役立つビジネスマナーや、自己理解・企業理解などをテーマにした4日間のセミナーです。障害者の方と地域の就労支援機関職員がペアになって参加していただき、就職活動に不慣れな方、社会経験の短い方にも分かりやすく、就職活動のポイントをお伝えして、練習を行います。

【知的障害者対象】年3回 【精神障害者対象】年3回 【発達障害者対象】年2回

③ 保護者向けセミナー (年2回)

保護者の方や地域の就労支援機関職員等を対象にしたセミナーです。障害者を雇用している企業の担当者や地域の就労支援機関職員等を講師に、企業での採用事例や地域の就労支援機関の支援内容等を紹介します。

④ 企業見学支援事業 (随時)

地域の就労支援機関職員や保護者の方等とともに、企業を訪問します。障害者の方が働いている現場を見たり、企業の担当者や障害者の方から直接話を聞くことで、企業等で働くことのイメージをつかむことができます。

⑤ 職場体験実習

企業等で働いた経験がない(少ない)、自分の適性が分からないなど、企業等で働くことに不安がある場合に、いきなり「就職」ではなく、仕事を「体験」できます。この職場体験実習により、企業等の現場を知ることができ、また、実習中の体験を通じて、自分の新たな課題を発見することもできます。

職場体験実習を推進するため、東京しごと財団では以下の事業を行っています。

実習受入れ企業の紹介について

■ **職場体験実習面談会 (年8回)・職業体験実習ミニ面談会 (年4回)**

地域の就労支援機関職員とともに参加していただき、一度に複数の企業と面談することができます。

■ **実習受入れ企業の紹介 (随時)**

地域の就労支援機関に対して、実習生を随時受け入れている企業を紹介しています。

実習を希望する場合、地域の就労支援機関からお申込みいただくと、当財団の専任アドバイザーがマッチングを図ります。実習受入れ企業については、ホームページで公開しています。

実習生への損害保険料補助

都内の企業等で実施する、もしくは都内在住者に対して実施する職場体験実習に対し、実習生の安全等を確保し、企業が安心して受け入れられるよう、実習生の損害保険料を補助しています。地域の就労支援機関からお申込みいただけます。